

パブリック・コメント意見の概要と市の考え方(案)

第 1 章 基本理念・方針

No.	意見(概要)	件数	考え方(対応)
3 計画の基本理念と基本方針			
1	資源が枯渇しないように、資源を大事に使い、製品の再利用が必要である。横須賀市は、折角プラスチックの再利用を始めたのだから、このままの方式でやってほしい。	1 件	ご意見の内容は、資源の消費をできる限り少なくし、自然と共生した持続可能な社会の実現を目指すという本計画の基本理念・基本方針に記載しています。また、平成 13 年度から実施している容器包装プラスチックの再生利用(リサイクル)は、今後も継続していきます。
2	未来に大きな問題を残さないということからも、「ごみ」を「資源」と考え、今までの分別回収やリサイクルを継続してごみを出さないようにしていくことが大事。	1 件	出されたごみは、処理の効率性を考慮しながら、できるだけ資源化し、持続可能な社会の実現を目指すという本計画の基本理念は、ご意見の趣旨を踏まえていると考えています。
3	第 4 熱回収は、焼却対象の生ごみが「リユース、リサイクル後」であることはどのように判断するのか。	1 件	P.4 基本理念に記述のとおり、生ごみに限らず、やむを得ずごみを排出する場合は分別排出を徹底し、出されたごみは処理の効率性を考慮しながらできるだけ資源化し、最終的には適正に処分を行っています。
4	第 5 適正処分は「最終的に処分すべき廃棄物の減量化を図った後」としているが、最終的に処分すべき廃棄物とは何か。	1 件	最終的に処分すべき廃棄物は、主として焼却灰です。焼却灰は、熔融処理により減量化・資源化を図った後に適正処分をします。
5	唐突に「ごみ処理基本計画策定指針」が示され、文章の流れから違和感を受ける。指針の根拠を明記するのが一般的。	1 件	ご意見を踏まえて、本文の書き出しを“国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」では”に修正します。

第 2 章 現状と課題

No.	意見(概要)	件数	考え方(対応)
1 横須賀市の概況			
1	広域処理施設において、これまで「不燃物」で扱っていた、廃プラスチック・合成皮革を焼却しないこと。①焼却技術で汚染がまったくないわけではないこと、②プラスチックを燃やすと明らかに温室効果ガスが	58 件	広域処理施設で廃プラスチックを焼却することについては、平成 21 年 3 月に策定した「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」にて方針を定め、廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づく「基本方針」を踏まえて、環境面、技術面、コスト面から処理方法を検討し、現在この方針に沿って横須賀ごみ処理施設建設事業を進めています。

	発生するので排出量削減に貢献するのは誤り、③他のリサイクル方法（高炉還元など）もあり健康や環境をコスト比較することは問題である。		<p>廃プラスチックを焼却し熱回収（サーマルリサイクル）することは、多くの他都市で実績があり、ダイオキシン類等の規制物質についても、法の基準値内であり、焼却炉内の燃焼管理や排ガス処理など既存の技術でも十分対応可能と判断しており、汚染についても、その後行った神奈川県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントにおいて、周辺地域の生活環境への影響は小さいと考えています。</p> <p>廃プラスチックを燃やすと温室効果ガスの増加は見込まれますが、廃プラスチックの焼却による焼却廃熱を利用して発電を行い、施設内の消費電力に活用するほか、余剰電力の電力会社への売却により、広域処理施設稼働に伴う温室効果ガス排出量（総量）が削減されると考えています。</p> <p>コスト面に関しては、廃プラスチックの資源化（ケミカルリサイクル）と熱回収（サーマルリサイクル）を比較した結果、サーマルリサイクルの方が、資源化費用や人件費のコストを削減できると推計しています。健康や環境についても、十分対応可能と判断しており、コスト比較は問題ないと考えています。</p>
2	焼却による発電等で温室効果ガスの削減に貢献できるという考え方は、焼却量の減量等が実現しなければ言えないことなので、計画に謳うのはいかなものか。	1件	<p>焼却量の減量等が実現しなくても、焼却による焼却廃熱を利用して発電効率の高い発電機を導入することにより、施設内の消費電力に活用するほか、余剰電力の電力会社への売却により、広域処理施設稼働に伴う温室効果ガス排出量（総量）が削減されると考えています。</p>
3	廃プラスチックを燃やすことについて、今まで危険だと言っていたものを安易に覆すのはどのような理由か。簡単に「燃やす」ことには反対だ。	1件	<p>広域処理施設で廃プラスチックを焼却することについては、平成21年3月に策定した「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」にて方針を定め、廃棄物処理法第5条の2に基づく「基本方針」を踏まえて、環境面、技術面、コスト面から処理方法を検討しました。安易に覆したとは考えていません。</p>
4	廃プラスチックの焼却に断固反対する。	1件	<p>広域処理施設で廃プラスチックを焼却することについては、平成21年3月に策定した「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」にて方針を定め、廃棄物処理法第5条の2に基づく「基本方針」を踏まえて、環境面、技術面、コスト面から処理方法を検討し、現在この方針に沿って横須賀ごみ処理施設建設事業を進めています。</p> <p>廃プラスチックを焼却し熱回収（サーマルリサイクル）することは、多くの他都市で実績があり、ダイオキシン類等の規制物質についても、法の基準値内であり、焼却炉内の燃焼管理や排ガス処理など既存の技術</p>

		<p>でも十分対応可能と判断しており、汚染についても、その後行った神奈川県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントにおいて、周辺地域の生活環境への影響は小さいと考えています。</p> <p>廃プラスチックを燃やすと温室効果ガスの増加は見込まれますが、廃プラスチックの焼却による焼却廃熱を利用して発電を行い、施設内の消費電力に活用するほか、余剰電力の電力会社への売却により、広域処理施設稼働に伴う温室効果ガス排出量（総量）が削減されると考えています。</p> <p>コスト面に関しては、廃プラスチックの資源化（ケミカルリサイクル）と熱回収（サーマルリサイクル）を比較した結果、サーマルリサイクルの方が、資源化費用や人件費のコストを削減できると推計しています。健康や環境についても、十分対応可能と判断しています。</p>
5	<p>廃プラスチック焼却によるリスクを再検証し、市民が安心・納得できる基本計画とすべきである。廃プラスチック焼却に反対する。</p>	<p>2件</p> <p>広域処理施設で廃プラスチックを焼却することについては、平成21年3月に策定した「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」にて方針を定め、廃棄物処理法第5条の2に基づく「基本方針」を踏まえて、環境面、技術面、コスト面から処理方法を検討し、現在この方針に沿って横須賀ごみ処理施設建設事業を進めています。</p> <p>廃プラスチックを焼却し熱回収（サーマルリサイクル）することは、多くの他都市で実績があり、ダイオキシン類等の規制物質についても、法の基準値内であり、焼却炉内の燃焼管理や排ガス処理など既存の技術でも十分対応可能と判断しており、汚染についても、その後行った神奈川県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントにおいて、周辺地域の生活環境への影響は小さいと考えています。</p> <p>廃プラスチックを燃やすと温室効果ガスの増加は見込まれますが、廃プラスチックの焼却による焼却廃熱を利用して発電を行い、施設内の消費電力に活用するほか、余剰電力の電力会社への売却により、広域処理施設稼働に伴う温室効果ガス排出量（総量）が削減されると考えています。</p> <p>コスト面に関しては、廃プラスチックの資源化（ケミカルリサイクル）と熱回収（サーマルリサイクル）を比較した結果、サーマルリサイクルの方が、資源化費用や人件費のコストを削減できると推計しています。健康や環境についても、十分対応可能と判断しています。</p>

6	コストばかりを重視すると人間の生活に一番大切な事が見落とされる。	1件	<p>廃プラスチックを焼却することについては、平成21年3月に策定した「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」にて方針を定め、廃棄物処理法第5条の2に基づく「基本方針」を踏まえて、環境面、技術面、コスト面から処理方法を検討しました。コスト面のみで決定したとは考えていません。</p>
7	プラスチックを燃やす理由がわからない。もっといいいに説明してほしい。	1件	<p>広域処理施設で廃プラスチックを焼却することについては、平成21年3月に策定した「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」にて方針を定め、廃棄物処理法第5条の2に基づく「基本方針」を踏まえて、環境面、技術面、コスト面から処理方法を検討し、現在この方針に沿って横須賀ごみ処理施設建設事業を進めています。</p> <p>廃プラスチックを焼却し熱回収（サーマルリサイクル）することは、多くの他都市で実績があり、ダイオキシン類等の規制物質についても、法の基準値内であり、焼却炉内の燃焼管理や排ガス処理など既存の技術でも十分対応可能と判断しており、汚染についても、その後行った神奈川県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントにおいて、周辺地域の生活環境への影響は小さいと考えています。</p> <p>廃プラスチックを燃やすと温室効果ガスの増加は見込まれますが、廃プラスチックの焼却による焼却廃熱を利用して発電を行い、施設内の消費電力に活用するほか、余剰電力の電力会社への売却により、広域処理施設稼働に伴う温室効果ガス排出量（総量）が削減されると考えています。</p> <p>コスト面に関しては、廃プラスチックの資源化（ケミカルリサイクル）と熱回収（サーマルリサイクル）を比較した結果、サーマルリサイクルの方が、資源化費用や人件費のコストを削減できると推計しています。健康や環境についても、十分対応可能と判断しています。</p> <p>廃プラスチックの分別区分を「不燃ごみ」から「燃せるごみ」に変更する適切な時期に、分かりやすく、丁寧な説明会を開催する予定です。</p>
8	今回の計画で廃プラスチックを焼却することには反対だ。	1件	<p>広域処理施設で廃プラスチックを焼却することについては、平成21年3月に策定した「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」にて方針を定め、廃棄物処理法第5条の2に基づく「基本方針」を踏まえて、環境面、技術面、コスト面から処理方法を検討し、現在この方針に沿って横須賀ごみ処理施設建設事業を進めています。</p>

			<p>廃プラスチックを焼却し熱回収（サーマルリサイクル）することは、多くの他都市で実績があり、ダイオキシン類等の規制物質についても、法の基準値内であり、焼却炉内の燃焼管理や排ガス処理など既存の技術でも十分対応可能と判断しており、汚染についても、その後行った神奈川県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントにおいて、周辺地域の生活環境への影響は小さいと考えています。</p> <p>廃プラスチックを燃やすと温室効果ガスの増加は見込まれますが、廃プラスチックの焼却による焼却廃熱を利用して発電を行い、施設内の消費電力に活用するほか、余剰電力の電力会社への売却により、広域処理施設稼働に伴う温室効果ガス排出量（総量）が削減されると考えています。</p> <p>コスト面に関しては、廃プラスチックの資源化（ケミカルリサイクル）と熱回収（サーマルリサイクル）を比較した結果、サーマルリサイクルの方が、資源化費用や人件費のコストを削減できると推計しています。健康や環境についても、十分対応可能と判断しています。</p>
9	<p>自然を守り、空気を汚さないように配慮してほしい。廃プラスチック焼却の見直しを切に願う。</p>	1 件	<p>広域処理施設で廃プラスチックを焼却することについては、平成21年3月に策定した「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」にて方針を定め、廃棄物処理法第5条の2に基づく「基本方針」を踏まえて、環境面、技術面、コスト面から処理方法を検討し、現在この方針に沿って横須賀ごみ処理施設建設事業を進めています。</p> <p>廃プラスチックを焼却し熱回収（サーマルリサイクル）することは、多くの他都市で実績があり、ダイオキシン類等の規制物質についても、法の基準値内であり、焼却炉内の燃焼管理や排ガス処理など既存の技術でも十分対応可能と判断しており、汚染についても、その後行った神奈川県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントにおいて、周辺地域の生活環境への影響は小さいと考えています。</p> <p>廃プラスチックを燃やすと温室効果ガスの増加は見込まれますが、廃プラスチックの焼却による焼却廃熱を利用して発電を行い、施設内の消費電力に活用するほか、余剰電力の電力会社への売却により、広域処理施設稼働に伴う温室効果ガス排出量（総量）が削減されると考えています。</p> <p>コスト面に関しては、廃プラスチックの資源化（ケミカルリサイクル）と熱回収（サーマルリサイクル）</p>

			<p>を比較した結果、サーマルリサイクルの方が、資源化費用や人件費のコストを削減できると推計しています。健康や環境についても、十分対応可能と判断しています。</p> <p>廃プラスチックの焼却については、見直す予定はありません。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
2 ごみ処理の現状と課題			
10	<p>P. 13 表 2-2-1 の下に、「以下、<u>ごみ量等の表中</u>に、…」とあるが、どの表を指すのか。表番号を付すべき。</p>	1 件	<p>「ごみ量等の表」は、P. 14 表 2-2-2、P. 15 表 2-2-3、表 2-2-4、P. 16 表 2-2-5、P. 17 表 2-2-6、P. 19 図 2-2-2 を示しています。</p>
11	<p>P. 13 の最下段から 2 行は、集団資源回収に関する説明で、排出量とは関係ないので、本文の趣旨を P. 14 の下段に書き加えたらどうか。</p>	1 件	<p>ご意見を踏まえて、集団資源回収に関する説明は、修正の上、P. 13 表 2-2-1 の注釈として追加します。</p>
12	<p>P. 14 表 2-2-2 は、「収集等形態別」としながらも、収集方法と収集主体が渾然として未整理状態になっている。何らかの改善を求める。</p>	1 件	<p>P. 14 表 2-2-2 収集等形態別排出量は、収集方法または収集主体の形態別に排出量を分類集計した表です。家庭ごみの定日収集については、さらに 4 分別区分ごとに内訳を示しています。</p> <p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>集団資源回収の減について、新聞雑誌類の発行部数の低下のほか、集団回収の開催回数等の実態など、もう少し判断材料が必要ではないか。</p>	1 件	<p>集団資源回収量の減少については、新聞紙、雑誌類の減少量と減少率が特に大きく、回収量減少の大きな要因となっています。</p> <p>なお、集団資源回収の実実施回数は、平成 27 年度は前年度と比べ若干減少しましたが、それまでは、毎年増加しています。</p> <p>集団資源回収の傾向については、毎月の回収量報告の他、実施団体との懇談会での意見交換や横須賀市資源回収協同組合と共同で開催している「ごみトーク」などで実態把握に努めています。</p>
14	<p>P. 15 表 2-2-4 は、施設に搬入されたごみ量を示しているが、フロー図に処理量を記載し、ごみの具体的な流れを示してほしい。また、説明文の焼却処理と最終処分の割合の算出根拠が不明。</p>	1 件	<p>P. 15 表 2-2-4 は、各施設に搬入されたごみ量を記載しています。各施設の処理量は処理の重複などにより搬入量と一致しませんが、ごみ処理量の大きな流れについては、P. 31 図 3-3-1 に示しています。</p> <p>また、焼却処理、最終処分の割合は、P. 14 表 2-2-2 収集等形態別排出量の合計と P. 15 表 2-2-4 処分量（処理施設搬入量）から、焼却処理は焼却施設、最終処分は積替保管施設の搬入量をもとに算出しています。</p>

15	廃プラを焼却し分別区分を変更収集することがコスト削減とする理由が不明だ。	1件	ごみ処理コストの削減については、廃プラスチックの焼却に限らず、今後の人口減少に備えた効率的なごみ処理体制を確立し、財政負担を軽減する必要があると考えています。
16	ごみの排出量を抑えるためには、事業者の意識改革が必要なので明記すること。	1件	ご意見の趣旨については、第4章 1 発生抑制（リデュース）、3 再生利用（リサイクル）における事業者の取組みに含まれていると考えています。 ご意見は、ごみの発生・排出抑制のための方策を推進していく上で、参考とさせていただきます。

第3章 ごみの発生量・処理量の見込み

No.	意見（概要）	件数	考え方（対応）
2 目標年度におけるごみ発生量および処理量の推計（計画の目標値）			
1	燃せるごみに占める紙・布類の割合は大きい。減量分別の努力を促し、焼却量を減らすこと。	1件	ご意見の趣旨を踏まえて、燃せるごみに混入している紙製容器包装等の回収を促進し、引き続き燃せるごみの減量化を推進していきます。
3 今後のごみ量等の変動要素			
2	具体的な数字を揚げて減量化の施策を進めるならば、基本的な数字の出典を明記すべき。	1件	目標年度（平成33年度）の数値は、P.13 表2-2-1、P.14 表2-2-2、P.15 表2-2-3、表2-2-4のごみの排出・処理の平成27年度実績と、P.28 表3-3-1の将来推計人口の減少率をもとに、「現状の処理形態を続けた場合の排出量および処理量」を推計し、さらに、減量化・資源化策の効果を反映させて、目標数値を設定しています。
3	「紙製容器包装等」の種類をどのように捉えているのか。現時点ではかなり抽象的で900tも減らせるのか疑問に感じる。	1件	「紙製容器包装等」とは、集団資源回収の品目の「段ボール」、「紙パック」、「その他の紙」を指します。 「その他の紙」の内容が分かりにくいというご意見をいただくことが多いため、平成28年度に「その他の紙」の回収促進用手提げ紙袋を作製し、全戸配付しました。今後も、これらのリサイクルできる紙が燃せるごみに混ざって出されないように、啓発を進めていきます。
4	紙製容器包装の説明がない。	1件	ご意見を踏まえて、P.28に「※紙製容器包装等：段ボール、紙パック、その他の紙。」の注釈を追記します。 また、P.27 図3-2-1の集団資源回収品目の例示の「紙製容器包装」を「段ボール」に修正します。

5	紙製容器包装900トの根拠を示し、物資収支をフロー図に示し、具体的な施策を示すのが分かりやすい。	1件	<p>現状の処理形態を続けた場合の目標年度の燃せるごみは約86,000トで、そのうちリサイクルできる紙製容器包装等を推計し、900トを集団資源回収に移行する計画です。</p> <p>「その他の紙」の内容が分かりにくいという声をいただくことが多いため、今年度は、その他の紙の回収促進用手提げ紙袋を作製し、全戸配布しました。今後も、これらのリサイクルできる紙が燃せるごみに混ざって出されないように、啓発を進めていきます。</p>
6	熱回収について、約6,600トの根拠を説明文の中に示してほしい。	1件	<p>現状の処理形態を続けた場合の目標年度の不燃ごみ等約6,600トは、「不燃ごみ」約5,100トと「不燃性粗大ごみ」約1,500トの合計です。不燃性粗大ごみは、現在の粗大ごみ処理施設の前処理における割合から推計しています。</p>
7	金属類の回収について、不燃物に含まれる金属類の程度と、そのうち1,200トの割合になるのか、根拠を含めた説明にしてほしい。	1件	<p>広域処理施設の「不燃ごみ等選別施設」では、現状の処理形態を続けた場合の目標年度の「不燃ごみ」約5,100トから、分別区分を変更する廃プラスチックを除いた約3,000トと、「不燃性粗大ごみ」のうち約1,300トの合計約4,400ト※を破碎選別処理します。回収する金属類は鉄とアルミで、回収量約1,200トは、プラントメーカーが作成した処理施設の能力から推計しています。</p> <p>※項目ごとに四捨五入しているため合計と一致しない。</p>
8	植木剪定枝の発生量と地域から排出される剪定枝量の資料を付けて説明がされる必要がある。	1件	<p>事業系植木剪定枝は、現在、南処理工場に直接持ち込まれる「枝・草・畳」分類の集計から推計しています。また、地域団体等の清掃活動等で分別された剪定枝等は、本市が臨時収集している公園清掃ごみと町内清掃ごみの実績から推計しています。</p>
9	剪定枝の資源化は、家庭から排出される剪定枝の資源化も加えられないか。	1件	<p>現在、家庭から排出される剪定枝は「燃せるごみ」として定日収集しています。今回の見直し計画には、地域団体等の清掃活動等で分別された剪定枝の資源化について位置付けました。家庭から排出される剪定枝の資源化については、引き続き検討していきたいと考えています。</p>
10	新たな減量化、資源化について、今後の方針の検討材料となる基礎的な調査を行う方針を入れた記述に変更を求める。	1件	<p>今後、新たな減量化、資源化策の具体的な検討にあたっては、ご指摘の趣旨を踏まえて、調査等により実態を把握した上で検討をすすめていきます。</p>
11	新たな資源化策は、作業所や施設の仕事づくりとしても有効である。積極的に取り組んでほしい。	1件	<p>今後、新たな資源化策の検討にあたっては、積極的に取り組んでいきます。</p>

12	P. 31 図 3-3-1 は、何の説明に使用するのか、目的がわからない。	1 件	P. 31 図 3-3-1 は、平成 27 年度に実施している資源化策の実績について、分かりやすく示したものです。
----	---------------------------------------	-----	-----------------------------------------------------------

第 4 章 ごみの発生・排出抑制のための方策

No.	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1 発生抑制（リデュース）			
1	生ごみ減量化処理機器の購入の補助は、機器の利用の状況調査・実態把握をしたうえで推進を図るべき。	1 件	生ごみ減量化処理機器の使用状況等については、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度申請者に対するアンケート調査（平成 12 年度、17 年度、22 年度実施）により把握に努めています。 また、平成 27 年度には、本補助制度申請者ではなく、無作為抽出した市民 2,000 人を対象に実施した「ごみ減量化・資源化に対するアンケート調査」の中で生ごみ減量化処理機器の利用状況について調査しました。
2	食品ロスは、先ず現状調査・把握を行い、その上に立った情報提供が必要。	1 件	食品ロスについては、ごみ質分析の結果を活用したり、アンケート調査などにより意識や実態等を把握した上で、情報提供に努めていきたいと考えています。
3	食品ロス削減の取組みは、市がフードドライブに取り組み、支援に加えて市の取組みも追加すること。	1 件	ご提案の「市によるフードドライブの取組み」は、おもに福祉施策と考えていますので、原案どおりの記述とさせていただきます。なお、フードドライブについては、食品ロス削減を意識するきっかけとして、周知していきたいと考えています。
2 再使用（リユース）			
4	古本・古着のリサイクルについては、アィクルフェアだけでなく、市役所やコミュニティセンター、みんなの家など地域の拠点で行えるような仕組みの構築を検討してほしい。	1 件	同種の事業については、以前実施していましたが、インターネットを利用したオークションの普及やフリーマーケットの開催、リサイクルショップの増加などにより利用者が減少し、また費用対効果の観点から見直しが行われ、平成 20 年度で中止となった経緯があります。ご意見の内容は、今後の参考とさせていただきます。
5	粗大ごみ家具の再生など、市の取組みについて、過去の実績に関する資料を付す方がよい。	1 件	本市の取組みについての過去の実績は、毎年度作成している「ごみ処理基本計画の進行管理」の中で報告しています。
6	庁舎内外の掲示板を利用した不用品交換のコーナーを設ける等、市民相互の自主的な活動支援の場があったらよいのではないか。	1 件	同種の事業については、以前実施していましたが、インターネットを利用したオークションの普及やフリーマーケットの開催、リサイクルショップの増加などにより利用者が減少し、また費用対効果の観点から見直しが行われ、平成 20 年度で中止となった経緯があります。ご意見の内容は、今後の参考とさせていただきます。

7	粗大ごみ家具の再生は、費用対効果や意義について精査すべき時がきている。自転車についてもリサイクルを明記する必要がある。	1件	粗大ごみ家具の再生事業は、リサイクル意識の啓発を目的として行っているものであり、ニーズも高いため、当面は継続していく考えです。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。 また、自転車のリサイクルについては、放置後一定期間保管した再使用可能な自転車をリサイクル協力店に売り渡し、整備後、協力店が販売しています。この取り組みは、再使用（リユース）の事業者の取り組みに含まれていると考えますので、原案どおりの記述とさせていただきます。
3 再生利用（リサイクル）			
8	生ごみの分別に取り組み、焼却するのではなく資源化すべきである。	1件	生ごみの資源化については、平成22年度に生ごみバイオガス化施設の導入を断念した経緯がありますが、平成7年度に開始した生ごみ減量化処理機器購入費補助制度は継続実施しており、家庭での生ごみの自家処理を進めていますので、今のところ、新たに生ごみの分別に取り組む予定はありません。
4 その他、市が講ずべき方策			
9	環境教育に自然や健康面への影響について学ぶことも取り入れてほしい。きちんと学ばなければ分別もできないので、環境教育は児童生徒だけではなく大人にも必要だと思う。	1件	環境教育は、ごみ（廃棄物）だけではなく、子どもから大人までを対象とした環境保全全般についての教育および学習という幅広い意味を持ちます。資源循環部は廃棄物行政を担っていますので、今後も引き続き、子どもから大人までを対象に、ごみを中心とした環境教育を進めていきます。
10	今日まで実施してきた“ごみトーク”は、横須賀市の考え方を一方的に押し付けるだけで、何回実施しても市民の意識は高まっていない。“ごみトーク”の中身・理念・実施方法の改善を求める。	1件	資源循環推進課で実施しているごみトークは、町内会等からの要望により、ごみ処理の現状、分別とリサイクルなどをテーマに行っています。その中では、意見交換なども行い、実施していただいた団体からは概ね好評を得ています。ごみトークの中身・理念・実施方法の改善につきましては、ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
11	その他、市が講ずべき方策として、廃棄物の処分に関する透明性の確保と公開を追加してほしい。（容器包装プラスチックや缶・びんペットボトル等の再商品化事業者への売却に関する収支）	1件	第4章はごみの発生・排出抑制の方策について記述していますので、ご提案の「廃棄物の処分に関する透明性の確保と公開」は追加しません。 なお、リサイクルプラザでは、施設見学の時に資源物の売払について説明していますが、更に広く周知ができるように検討していきます。
12	その他、市が講ずべき方策として、廃棄物の処分に関する透明性の確保と公開を追加してほしい。（集団資源回収の再商	1件	第4章はごみの発生・排出抑制の方策について記述していますので、ご提案の「廃棄物の処分に関する透明性の確保と公開」は追加しません。 なお、集団資源回収は町内会などの地域の実施団体

	品化事業者への売却に関する収支)	と回収業者（横須賀市資源回収協同組合）との契約で実施されており、本市は回収量に応じた奨励金を双方に支払うことで側面からの支援を行っています。
--	------------------	------------------------------------------------------------------------

第5章 分別収集区分と資源化・適正処理

No.	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1 分別して収集するごみの種類と分別区分			
1	燃せるごみの排出袋等の欄を比較すると、P. 37 表 5-1-2 で、通称「炭カル袋」が削除されているが理由は何か。	1 件	「ポリ袋（無色透明か白色半透明）」という表現の中に炭酸カルシウム入りポリ袋も含まれるため削除しました。炭酸カルシウム入り袋が使用できなくなるということではありません。
2	P. 37 表 5-1-2 下段の脚注に廃プラスチックの説明が消えているのはなぜか。	1 件	廃プラスチック類についての説明は、P. 36 表 5-1-1 下段の注釈と同じ内容になりますので、記載していません。
3	P. 37 表 5-1-2 集団資源回収について、今後集団資源回収する紙製容器包装の記載がないのはなぜか。	1 件	紙製容器包装等は、集団資源回収の新聞紙、段ボール、その他の紙の一部を指しますので、表には別途記載していません。
4	広域処理施設の導入に際して、「不燃物」として扱ってきた廃プラスチック・合成皮革の分別区分を「燃せるごみ」に変更することは大きな変更で、環境への影響から合意が得にくく混乱を招く。また、何を燃やしても大丈夫と考えて、排出量の増加が懸念されるので止めるべきである。	58 件	<p>平成 21 年 3 月に策定した「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」及び、平成 23 年 3 月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、廃プラスチックは破碎選別した後に焼却する方針でしたが、燃せるごみに分別区分を変更し直接焼却した方が、破碎選別施設の施設規模及び建設費等が削減されると考え、近隣自治体等で採用している分別区分と同様な区分に変更したものです。</p> <p>今後、廃プラスチックを「燃せるごみ」に変更する時期にあわせ、全ての町内会・自治会でのごみトーク、ごみ分別パンフレットの全戸配付を始め、広報紙やホームページの活用等、あらゆる機会を捉えて啓発活動を実施し、分別区分変更への正しい理解、ごみの減量化・資源化への継続した取り組み等について、周知を進めていきます。</p>
5	今まで不燃物で出していた廃プラスチック・合成皮革を燃やすことに不安を感じる。	1 件	<p>広域処理施設で廃プラスチックを焼却することについては、平成21年3月に策定した「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」にて方針を定め、廃棄物処理法第5条の2に基づく「基本方針」を踏まえて、環境面、技術面、コスト面から処理方法を検討し、現在この方針に沿って横須賀ごみ処理施設建設事業を進めています。</p> <p>廃プラスチックを焼却し熱回収（サーマルリサイクル）することは、多くの他都市で実績があり、ダ</p>

			<p>イオキシシソ類等の規制物質についても、法の基準値内であり、焼却炉内の燃焼管理や排ガス処理など既存の技術でも十分対応可能と判断しており、汚染についても、その後行った神奈川県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントにおいて、周辺地域の生活環境への影響は小さいと考えています。</p> <p>廃プラスチックを燃やすと温室効果ガスの増加は見込まれますが、廃プラスチックの焼却による焼却廃熱を利用して発電を行い、施設内の消費電力に活用するほか、余剰電力の電力会社への売却により、広域処理施設稼働に伴う温室効果ガス排出量（総量）が削減されると考えています。</p> <p>コスト面に関しては、廃プラスチックの資源化（ケミカルリサイクル）と熱回収（サーマルリサイクル）を比較した結果、サーマルリサイクルの方が、資源化費用や人件費のコストを削減できると推計しています。健康や環境についても、十分対応可能と判断しています。</p>
6	<p>現行の分別で不便を感じていないし、より細かく分別することが、本来の型だと考える。</p>	1件	<p>現在、家庭から出るごみは、「燃せるごみ」「不燃ごみ」「缶・びん・ペットボトル」「容器包装プラスチック」の他、粗大ごみ、使用済み乾電池、使用済み小型家電、集団資源回収の区分で分別をお願いします。このうち、廃プラスチック等の分別区分を「燃せるごみ」から「不燃ごみ」に変更していただく予定です。変更にあたっては、丁寧な説明をして市民のご理解を得られるように努めていきます。</p> <p>また、より細かい分別については、P. 37 表 5-1-2の下枠に記載しています。</p>
7	<p>廃プラスチックの焼却と容器包装プラスチックの処理の違いについて市民の理解が深まっていないので、広域化と同時に廃プラスチックの燃せるごみへの変更は行わないでほしい。</p>	1件	<p>廃プラスチック焼却と容器包装プラスチックの処理の違いについては、市民の理解を深めるためにごみトーク等で分かりやすく説明をしていきますので、広域化と同時に変更を行うことが適切だと考えています。</p>
8	<p>分別は今のままでいきたい。</p>	2件	<p>平成 21 年 3 月に策定した「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」及び、平成 23 年 3 月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、廃プラスチックは破碎選別した後に焼却する方針でしたが、燃せるごみに分別区分を変更し直接焼却した方が、破碎選別施設の施設規模及び建設費等が削減されると考え、近隣自治体等で採用している分別区分と同様な区分に変更したものです。分別区分の変更</p>

			については、丁寧な説明をして市民のご理解を得られるように努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。
9	せっかく市民の間に分別システムが整っているのに、この型をくずさないでほしい。	1件	平成21年3月に策定した「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」及び、平成23年3月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、廃プラスチックは破碎選別した後に焼却する方針でしたが、燃せるごみに分別区分を変更し直接焼却した方が、破碎選別施設の施設規模及び建設費等が削減されることが考え、近隣自治体等で採用している分別区分と同様な区分に変更したものです。分別区分の変更については、丁寧な説明をして市民のご理解を得られるように努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。
10	一部スーパーなどでトレーや牛乳パック等の回収をしているのに、行政が時代に逆行する分別区分にするのはどうかと思う。	1件	広域処理施設稼働に伴う分別区分変更では、現在リサイクルしている資源物・資源ごみは、引き続きリサイクルを行っていきます。また、廃プラスチック等は、現在、埋立処分をしていますので、熱回収（サーマルリサイクル）への変更は、時代に逆行はしていません。
11	集団資源回収の排出・収集方法は、実施団体が決める集積所がごみステーションとなっていないところがある。回収率を上げ、協力体制の課題に対応するために集積所を増やすこと。	1件	本市で定めた集団資源回収の実施基準では、回収場所をごみ集積所とするようお願いしています。 しかし、回収場所は実施団体が決めており、4分別のごみとちがい複数の品目が出されるため、場所がせまいなどの理由により、必ずしもごみ集積所とは一致していないところもあります。
2 ごみの資源化・適正処理			
12	イベントごみは、使用する容器をリユースしたり、分別排出しやすいように指導を強化すべきである。	1件	町内会・自治会の祭礼等地域でのイベントにおいては、費用や手間の面から使い捨ての食器等の使用も多いと思われます。本市でも指導ということまではできませんが、ごみは持ち帰るという観点から協力を呼びかけていきたいと考えています。
13	P.41表5-2-2の平成27年度の植木剪定枝欄が空欄になっているが、南処理工場に搬入される植木剪定枝量の記載がないのはなぜか。	1件	平成27年度の植木剪定枝は、燃せるごみに含まれているため記載していません。
4 ごみ処理広域化計画に伴うごみ処理施設整備			
14	広域処理施設の建設予定地は、風致地区・首都圏近郊緑地保全区域であり、環境を守るべきである。	59件	広域処理施設の建設計画地は、衣笠大楠山近郊緑地保全区域及び衣笠大楠山風致地区に指定されており良好な自然環境を有する地域となっています。 当該施設の整備においては、新設道路の一部トン

			ネル化による既存の樹林環境の確保など可能な限り自然環境への影響を低減し、環境負荷の低減及び周辺環境への調和を図ります。
15	P. 45 図 5-3-3 に集団資源回収として新規に始める紙製容器包装の記載がないのはなぜか。	1 件	紙製容器包装等は、集団資源回収の新聞紙、段ボール、その他の紙の一部を指しているため、図に記載していません。

第 6 章 その他ごみ処理に関し必要な事項

No.	意見（概要）	件数	考え方（対応）
3 ごみ処理基本計画の進行管理			
1	P D C A サイクルに準じて施策の進行管理を行う必要がある。	1 件	ご意見は、本計画を進行管理していく上で、参考とさせていただきます。
2	ごみ処理基本計画の進行管理は、環境的な指標にも着目して管理を行うべきである。	1 件	環境的な指標の温室効果ガスの排出については、P. 48 表 6-3-1 の下枠に記載のとおり、「低炭素で持続可能なよこすか戦略プラン」で、市域における削減目標を設定して進捗状況を管理しています。
3	経済性について、平成 33 年度の数値を入れるべき。	1 件	平成 31 年度以降の、本市の広域処理施設と三浦市の最終処分場の運営体制が、現時点では不確定なため、本計画の中に平成 33 年度の経済性について数値を入れることは困難となっています。
4 家庭ごみ有料化の検討			
4	家庭ごみの有料化により、市民も常にごみ減量化を意識できる。	1 件	家庭ごみの有料化導入の第一の目的は、ごみの排出抑制の推進と考えています。本市のごみ量は年々減少傾向にあり、今後も引き続きごみの減量化を推進していきますが、計画期間中に有料化の導入を具体的に検討する予定はありません。
5	有料化したごみ袋を、市民活動の代償として市民が手に入るシステムを構築すればよい。	1 件	ご提案の「有料化したごみ袋を市民活動により入手できるシステムの構築」については、今後の参考とさせていただきます。
6	ごみの少量化になるごみの有料化を提案する。	1 件	家庭ごみの有料化導入の第一の目的は、ごみの排出抑制の推進と考えています。本市のごみ量は年々減少傾向にあり、今後も引き続きごみの減量化を推進していきますが、計画期間中に有料化の導入を具体的に検討する予定はありません。

7	「広域処理施設の整備が進んでいるため、市民に経済的負担を課してごみの減量化に取り組むべき状況にありません。」の表記は誤解を招くのでやめるべき。	1件	広域処理施設は、ごみ量の減少傾向と廃プラスチックの分別区分変更を想定して、施設規模を変更して整備を進めています。引き続きごみの減量化を推進していきますが、市民に経済的負担をかけて家庭ごみの有料化を導入する状況にはないと考えています。
5 高齢化社会対策			
8	高齢化対策は必要だ。積極的に検討してほしい。	1件	ご意見を参考とさせていただき、今後の施策推進に努めてまいります。
6 災害時の廃棄物対策			
9	P.51 表 6-6-4 災害廃棄物分別区分は、3つの分別では少なすぎる。また、災害廃棄物の集積場所を明記して周知することも必要だ。	1件	災害廃棄物分別区分は、「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」に基づいたもので、表 6-6-4 に記載されている「木くず」「その他の可燃物」「金属くず」「コンクリート塊」「その他の不燃物」と上記の5種類に選別できない混合廃棄物の6種類に分別することとしています。また、災害廃棄物の集積場所を周知することとのご意見については、今後の参考とさせていただきます。
7 その他一般廃棄物関連事項			
10	容器包装リサイクル法については自治体負担が大きすぎることが課題である。国に改善を要求していくこと。	1件	プラスチック製容器包装については、品質向上のための評価基準や、事業者と市町村の役割分担・費用負担など、市町村の負担が大きいと考えていますので、引き続き制度改善について関係機関に働きかけを行っていきます。